

新名神高速道路 鶺殿ヨシ原環境保全に関する検討会 規約 (変更案)

(名称)

第1条 本検討会は、「新名神高速道路 鶺殿ヨシ原環境保全に関する検討会」(以下、「検討会」という。)と称する。

(目的)

第2条 検討会は、雅楽で使用される良質なヨシ生育環境の保全と新名神高速道路事業の両立を図るために、専門家等から必要な調査、対策について指導、助言することを目的とする。

(検討会の内容)

第3条 検討会は、第2条の目的を達するため、次の事項の検討を行うものとする。

- 1) ヨシの生育等に関する現状調査
- 2) ヨシ原焼き・ヨシ刈りに関する現状の把握
- 3) 保全対策の検討
- 4) その他関連する事項

(構成)

第4条 検討会は、委員及びオブザーバー(以下「構成員」という。)をもって構成し、その定義は以下のとおりとする。

- 1) 委員 … 検討会の目的を遂行するための専門的知見を有し、検討内容について審議(指導、助言)を行う者
- 2) オブザーバー … 審議に際し、有益な情報、意見を有する者
2. 検討会の構成員は別表による。
3. 座長は、委員の互選により選任され、会務を統括するとともに、検討会の開催にあたって委員を招集する。
4. 座長に事故があるときは、座長が指名する委員が職務を代行する。
5. 座長は、検討会の目的を遂行するために必要と認めた場合には、検討会に構成員以外の出席者を求めることができる。
6. 検討会は、委員総数の過半数をもって成立するものとする。なお、委員の代理出席は認めないものとする。
7. 検討会には、第3条の内容について専門的に検討するためのワーキンググループ(以下「WG」という。)を設置することができる。なお、WGの構成員は検討会にて決定するものとする。

(情報公開)

第5条 検討会は原則公開とし、検討会資料、議事概要を事務局より公表する。その他一般傍聴や公表方法は別途定める。但し、検討会資料、議事概要の中の動植物の重要な種に係わる情報及び個人情報については非公開とする。

(事務局)

第6条 検討会の事務局は、西日本高速道路株式会社関西支社建設事業部に置く。

(その他)

第7条 この規約に定めるもののほか、検討会の運営に必要な事項は、検討会において定めるものとする。

2. この規約改正については、検討会において定めるものとする。

3. 検討会は国土交通省近畿地方整備局淀川河川事務所が運営する淀川環境委員会『新名神高速道路淀川橋工事に関するワーキンググループ』にて検討されるヨシ原全体を含む河川環境に関する調査計画や環境保全対策と調整を図るものとする。

附則

(施行期日)

この規約は、平成25年1月10日から施行する。

この規約は、平成25年6月23日から施行する。